

平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会社名：川崎汽船株式会社  
代表者名：代表取締役社長 村上 英三  
(コード番号 9107 東証・名証第一部、福証)  
問合せ先：総務グループ長 小樽 慎吾  
(Tel03 - 3595 - 5521)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 147 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第 2 条の一部を変更するものであります。
- (2) 株主総会の招集権者を明記するため、現行定款第 14 条の一部を変更するものであります。
- (3) 当社は執行役員制度を採用しており、副社長以下の特称は執行役員に付しています。取締役としての特称の一部を削除するため、現行定款第 22 条の一部を変更するものであります。
- (4) 相談役設置の規定については、定款に規定する必要が無いものと判断するため、現行定款第 23 条を削除するものであります。
- (5) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が本年 5 月 1 日に施行され、業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、適切な人材の確保を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、及び文言を会社法の条文に則したものにするため、現行定款第 29 条及び第 39 条の一部を変更するものであります。  
なお、現行定款第 29 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (6) 当社は会計監査人を置いていますが、現行定款第 40 条第 1 項は現行定款第 4 条と重複しているため、現行定款第 40 条第 1 項を削除するものであります。
- (7) その他、用字・用語の修正及び条数の枝番号(第 6 条の 2)の廃止・繰上げ・繰下げ・入れ替えを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 定款変更の日程

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 株主総会開催予定日 | 平成 27 年 6 月 24 日 (予定) |
| (2) 効力発生日     | 平成 27 年 6 月 24 日 (予定) |

以上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 (1)～(13) (省略) (14) <u>宿泊施設・一般都市型ホテルの経営、賃貸借並びに管理</u>	(目的) 第2条 (1)～(13) (現行どおり) (14) <u>宿泊施設・一般都市型ホテルの経営、賃貸借及び管理</u>
(15) <u>各種スポーツ施設・遊戯場等の娯楽施設の経営、賃貸借並びに管理</u> (16) <u>飲食店の経営、賃貸借並びに管理</u> (17) (省略) (18) <u>海洋資源開発の支援事業</u> (19) (省略)	(15) <u>各種スポーツ施設・遊戯場等の娯楽施設の経営、賃貸借及び管理</u> (16) <u>飲食店の経営、賃貸借及び管理</u> (17) (現行どおり) (18) <u>海洋資源開発及びその支援事業</u> (19) (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第6条の2 (省略)	(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)
第7条～第8条 (省略)	第8条～第9条 (現行どおり)
(株式取扱規則) 第9条 当会社の株式の株主名簿への記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、新株予約権原簿への記載または記録その他株式に関する手続き及びその手数料並びに株主の権利行使に関する手続き等は、法令又は定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第10条 当会社の株式の株主名簿への記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、新株予約権原簿への記載又は記録その他株式に関する手続き及びその手数料並びに株主の権利行使に関する手続き等は、法令又は本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。
(株主名簿管理人) 第10条 (1～2. 省略) 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第11条 (1～2. 現行どおり) 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。
(招集) 第11条 定時総会は毎年6月にこれを招集し、臨時総会は必要に応じてこれを招集する。	(招集) 第12条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。
第12条～第13条 (省略)	第13条～第14条 (現行どおり)
(議長) 第14条 総会の議長は社長がこれに当たり、社長が定められていないとき又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。	(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長が定められていないとき又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2. (省略)	(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2. (現行どおり)
(議決権の代理行使) 第16条 株主は議決権を有する他の出席株主1名に委任してその議決権を行使することができる。但し、この場合には株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第17条 株主は議決権を有する他の出席株主1名に委任してその議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
(議事録) 第17条 総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。	(議事録) 第18条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
第4章 取締役、取締役会及び相談役	第4章 取締役及び取締役会
第19条～第21条 (省略)	第20条～第22条 (現行どおり)
<p>(代表取締役及び特称取締役)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>2. 取締役会の決議をもって取締役のうち会長、社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び特称取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議をもって<u>取締役会長、取締役社長各1名</u>を定めることができる。</p>
<p>(相談役)</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。</u></p>	(削除)
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にその通知を発する。<u>但し</u>、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にその通知を発する。<u>ただし</u>、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>但し</u>、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面<u>又は</u>電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし</u>、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上で予め定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>(監査役会および常勤監査役)</p> <p>第33条(省略)</p>	<p>(監査役会及び常勤監査役)</p> <p>第33条(現行どおり)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役にその通知を発する。<u>但し</u>、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役にその通知を発する。<u>ただし</u>、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の招集者及び議長)</p> <p>第36条 監査役会の招集者及び議長については、監査役の互選をもって定める。<u>但し</u>、他の監査役が監査役会を招集することを妨げない。</p>	<p>(監査役会の招集者及び議長)</p> <p>第36条 監査役会の招集者及び議長については、監査役の互選をもって定める。<u>ただし</u>、他の監査役が監査役会を招集することを妨げない。</p>

現行定款	変更案
<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上で<u>予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約</u>を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上で<u>あらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約</u>を締結することができる。</p>
<p>(会計監査人の設置)</p> <p>第40条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(選任)</p> <p>第41条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(任期)</p> <p>第41条 (省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第45条 期末配当及び中間配当<u>金</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第45条 期末配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払いの義務を免れる。</u></p>

以上